

寄附の手続きの流れ (町窓口で直接納付する場合)



- ① 町窓口にお越しいただき、「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金寄附申出書」に必要事項を記入していただきます。

(町窓口)

・本庁舎

住所 〒255-8555 大磯町東小磯183番地 大磯町役場 (1階受付・2階都市計画課)

電話 0463-61-4100 内線 243 又は 221

・国府支所

住所 〒259-0114 大磯町月京6-10 大磯町役場国府支所

電話 0463-71-0061

- ② 寄附金の入金手続きをしていただきます。

- ③ 寄附金の領収書をお渡しします。

- ④ ふるさと納税制度用の「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金受領証明書」が必要な方には、証明書を送付いたします。
「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金受領証明書」は確定申告の際に必要ですので、大切に保管してください。

- ⑤ 個人の方で、寄附金の年間合計額が5千円を超える場合、納税地の税務署で所得税の確定申告又は
⑥ 町・県民税申告を行うことにより、所得税の還付(または控除)や翌年度の個人住民税の税額控除を受けることができます。
なお、申告には「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金受領証明書」が必要となります。